

足羽御厨(足羽庄)の

伝領について(中)

河村 昭 一

三、常盤井宮領足羽庄

——南北朝・室町期——

龜山法皇は、晩年になって昭訓門院瑛子（西園寺実兼の次女）との間にもうけた恒明親王を殊の外寵愛し、死に先立って三歳になる

恒明を将来皇位につけるよう後宇多院に遺勅し、瑛子の兄、西園寺公衡にもその支援を命じた。¹⁾ また、近親者への処分状²⁾においても、恒明親王には特別の配慮を示している。たとえば昭訓門院宛処分状には、「常盤井入道讓^{（西園寺実氏）}状大宮女院所領等者、正安元年且進之了、恒

明親王幼少之間、悉可有進退」とあり、恒明親王宛のでも「昭訓門院饗領之地、悉被讓進候條、無子細者也」とみえるところから、西園寺氏に關係する所領は一旦昭訓門院に伝え、その子恒明が成長してからは彼に讓ることを龜山法皇が意図していたことが知られる。しかし、恒明を皇嗣にとの龜山の遺志は、その後の持明院・大覚寺兩統間や大覚寺統内の抗争、さらには文保の和談に至る複雑な政情の中で、ついに実現することはなかった。³⁾ したがって、所領についても、龜山の構想通りに恒明親王のもとに集められることはなかったと考えられる。しかし、少なくとも足羽庄は、昭慶門院から恒明へ伝えられたことは間違いなく、すなわち、直接の明証ではないが、次に示す「桃華藥葉」⁴⁾の記事は、このことを十分裏付けるものである。

G 越前国足羽御厨 自鎌倉右大将家相伝手
繼分明也、中比常盤井宮知行之、無謂者也、然間応永廿三年十二月、勝定院贈相国故殿御時、以自筆状被仰付之、可為永領之由被載文言畢、爾来于今無相違、（下略——後掲J）

「桃華藥葉」は一条兼良が、文明十二年（一四八〇）四月、子息冬良のために書いたものであるが、右の記事には、これまでに明らかにした院への寄進の事実がなぜかみえない。しかし、源頼朝より相伝したとしているから、右にいう「足羽御厨」が、前節まで検討してきた足羽御厨であることは間違いない。

さて、Gによれば、「足羽御厨」は「中比」常盤井宮が知行していたという。この常盤井宮こそ、恒明親王が父龜山法皇の遺詔によって常盤井殿（もと西園寺実氏の邸）を伝領して立てた宮家である。一条兼良は常盤井宮の「足羽御厨」知行を「無謂者也」としているが、恒明親王が足羽庄を合法的に伝領したであろうことはいうまでもない。先にふれたように、龜山法皇の死後、恒明親王にとって政情は必ずしも好ましいものではなかったが、恒明とは幼時から親密な間柄にあった甥の後醍醐天皇が、文保の和談の翌文保二年（一一三二）即位し（この年恒明は十六歳で元服している）、元亨元年（一一三二）から親政を開始したことは、恒明にとって有利な情勢が生まれたといえよう。恒明の足羽庄伝領の年

代はもとよりわからないが、後醍醐天皇親政期であつたとみて大過あるまい。

さて、常盤井宮領になつてからも、Dに登場した「足羽庄」の呼称が引き続き用いられていたことを示すのが次の史料であるが、Gで「足羽御厨」と表記されている点については後述する。

H「園太曆」貞和五年十二月六日条。

伝聞上杉伊豆守重能、大藏少輔不知、

配流越前国之處、逐電之由飛脚到来之間、武家頗仰天狀、而不経幾程、以百騎許勢没落之處、追入同国足羽庄、不可及殊驚云々、（後略）

↑す、ミの橋

相模国豊田庄 上総国武射北郷

下総国大和田四郷 近江国柏原庄

同国伊吹庄 上野国多胡庄

下野国足黒郷 越前国足羽庄

伊豫国近井郷 同国殖生郷

右所々領掌不可有相違者、依天氣狀如件、

（元）和三年六月七日 左中将御判

佐々木佐渡大夫判官入道館

Hは、貞和五年（一一三九）八月の高師直と足利直義の衝突に際して越前に流された直義党の上杉重能・畠山直宗が、配所を逃れようとしたが、まもなく足羽庄に追い入れて事なきを得た、との伝聞を、太政大臣洞院公賢が日記に記したものである。この事件については『太平記』に詳細な記述があるが、それによると、上杉重能らの配所は江守庄で、師直からひそかに重能らの追討を依頼された越前守護代八木光勝が、重能らに越中・越後に逃れるよう勧めておいて、重能らが配所を出たところを、近辺の者に命じてこれを討たせたという。その際の重能らの行動は、まず「江守・浅生水・八代庄・安居・波羅密ノ辺ニ居タル溢者」の蜂起に行く手を阻まれたため、「足羽ノ渡」へ行ったが、橋を落とされた。そこで八木を頼もうと江守に帰ったところ「浅生水ノ橋」も落とされたため、ついに二人はここで自害した、という。つまり、二人は足羽・日野・浅水の各河川に囲まれた社庄・江守庄（「足羽ノ渡」を現九十九橋付近に比定すると、木田庄にも入っているかも知れない）の範囲を出ていないことになる。もしこれが

事実とすれば、足羽庄に追い込まれたといふ、洞院公賢の得た情報と矛盾するが、もとより『太平記』の記述がすべて史実とは限らない⁽¹¹⁾、何よりも、この場合どちらが正しいかが問題なのではなく、貞和五年当時、太政大臣が越前に「足羽庄」と称される莊園があることを知っていたことさえ確認できればよいのである。

この点はIによって確定し得る。これは、北朝が、当時屈指の有力守護、佐々木導誉(高氏)に合計十ヶ所の所領を安堵した、後光厳天皇綸旨であり、ここにも見える足羽庄こそHで洞院公賢が認知していた足羽庄のことである。これらの所領には、たとえば上野国多胡庄における導誉の所職がこの三年前足利尊氏から恩賞として宛行われた地頭職であったように⁽¹²⁾、北朝からの安堵とはいえ、本来將軍から拝領したものが含まれていること、したがって、この三年後の延文二年(一三五七)十二月二日、朝倉高景に「足羽北庄預所職」を宛行う旨の足利尊氏下文(「朝倉家記」所収)の疑わしいことは、別稿で詳述したところである。

河村 足羽御厨(足羽庄)の伝領について(中)

ところで、佐々木氏の足羽庄知行がいつまで続くのかについては明証を欠くが、応永五年(一三九八)頃、足羽庄・安居郷と足羽川・日野川を隔てて隣接する杜庄が(後掲第4 凶参照)、導誉の孫、尼子高久と思われる「佐々木五郎左衛門尉」から没収され、北野社へ寄進されているところから⁽¹³⁾、あるいは足羽庄の所職もこれと同時に關所とされた可能性がある点についても、別稿で指摘したところである。

なお、Gによれば、足羽庄は応永二十三年(一四一六)、將軍義持の「自筆状」によって一家に還付されたところがあるが、この時の常盤井宮は、恒明親王の孫に当る満仁親王⁽¹⁴⁾、一方の一家当主は、兼良の父、経嗣である⁽¹⁵⁾。

注

- (1) 三浦周行「鎌倉時代の朝幕関係」(前掲)。
- (2) 「龜山院御凶事記」(前掲)。
- (3) 注(1)に同じ。
- (4) 『群書類従』雑部。
- (5) 『尊卑分脈』、「本朝皇胤紹運録」(『群書類従』系譜部)など。なお、常盤井殿は、龜山法皇が成長後の恒明親王に譲る条件で昭訓門院に渡した対象に含まれている(前掲、嘉元三年七月廿六日処分状)。
- (6) 「増鏡」には、「常盤井の式部卿宮は、龜山院の御子なれど、(後醍醐)當代」と念比なる御中にて、此御子たちとおなじやうに、つねはうちつれ御宿直などせさせたまふ」とある(前節注(11)前掲書、四三七頁)。ちなみに、「齒長寺縁起」(『史料』六一三、五〇四頁)によれば、建武三年(一三三六)六月五日、足利軍が比叡山を攻めた時、恒明親王は宮方の「大將軍」として新田義貞と共に大嶽に「皇帝御旗」を立てて戦ったという。
- (7) 「御遊抄」(『続群書類従』管絃部)によると、恒明親王は文保二年十二月二十日元服している。
- (8) 『史料』六一二、八六九頁。
- (9) 佐々木文書(『史料』六一九、七七〇頁)。
- (10) 日本古典文学大系『太平記』三、卷二十七、七七〇頁。

- (11) 上杉重能の死没地については、「上杉系図」(『統群書類従』系図部)などが江守庄とするが、畠山直宗の方は、「両畠山系図」(同)や「畠山家記」(『史料』六一二、八八二頁)が、九頭龍川北岸の森田とするのに対し、「畠山家譜」(同書、同頁)が浅生水とするなど、系図間の齟齬、及び「太平記」の記述との矛盾がみられ、真実は不明という他ない。
- (12) 観応二年二月一日足利尊氏下文写(『群馬県史』資料編6、八八六、佐々木文書)。
- (13) 応永五年五月二日足利義満御判御教書(『史料』七一三、二八一頁、北野神社所蔵「古文書写」)。
- (14) 満仁親王の父、全仁親王(恒明の子)は貞治六年(一三六七)七月十九日に没し(『愚管記』・『後愚昧記』・『師守記』同日条、『史料』六一二八、一八九頁)、満仁自身は応永三十三年(一四二六)十月八日まで存命している(『史料綜覧』同日条)。
- (15) 一条経嗣は、応永二十五年(一四一八)十一月十七日没している(『看聞御記』・